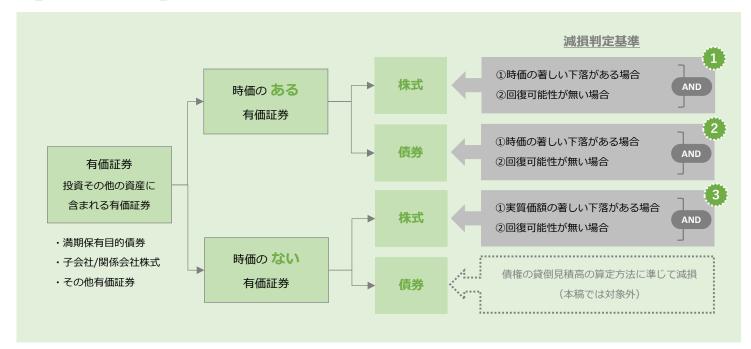
【全体概要図】



会計上、有価証券にはいくつかの種類があるが、その内、決算の都度時価評価が行われ、時価と簿価の差額が損益計算書に反映される 売買目的有価証券以外は一定の基準を満たすと減損の検討を行わなければならない。減損を行う場合、評価差額は損益計算書上、損失 として処理される。減損の検討方法は、まず「時価の有無」そして「株式か債券か」で変わるため、それぞれのパターンで減損の検討 方法の解説を行う。なお、時価のない債券については債権の貸倒見積高の算定方法に従うこととなっているため、解説は省略する。

(1)

時価のある株式に対する減損の検討

- ⇒ 有価証券の内、時価のある株式については(1)時価の著しい下落がある場合には、
 - (2) 回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損を行わなければならない。 反対に、回復する見込みがあると認められれば、減損を行う必要は無い。 この二つの条件をそれぞれに分けて解説する。

時価の有無	株式or債券
有・無	株式・債券

(1) 時価の著しい下落

時価が著しく下落している場合は、その下落率によって以下3パターンに区分される(時価のある債券の場合と同様)。

- → ① 時価の下落率が30%未満のケース
 - ⇒ 減損処理不要(時価の著しい下落に該当しない)。ただし状況を勘案し著しい下落として扱うことは可能。
- → ② 時価の下落率が30%以上50%未満のケース
 - ⇒ 各企業の設けた基準に従って判定を行う。基準に抵触していれば時価の著しい下落に該当する。
- → ③ 時価の下落率が50%以上のケース
 - ⇒ 時価の著しい下落に該当する。

(2)回復可能性の判定

時価の下落が一時的なものであり、期末日後、概ね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みの場合。 ただし、次の場合には回復可能性があるとは認められない(減損は避けられない)。



- ☑ 過去二年間時価が著しく下落した状態が続いている
- ☑ 株式発行会社が債務超過の状態である
- ☑ 株式発行会社が二期連続赤字で来期も赤字見込である

2

時価のある債券に対する減損の検討

- ⇒ 有価証券の内、時価のある債券についても(1)時価の著しい下落がある場合には、
 - (2)回復する見込みがあると認められる場合を除いて減損を行わなければならない。
 - (1) については、時価のある株式と条件が同じであるが、(2)については条件が異なるため、同様に二つの条件をそれぞれに分けて解説する。

時価の有無	株式or債券
有・無	株式・債券

(1) 時価の著しい下落

時価が著しく下落している場合は、その下落率によって以下3パターンに区分される(時価のある株式の場合と同様)。

- → ① 時価の下落率が30%未満のケース
 - ⇒ 減損処理不要(時価の著しい下落に該当しない)。ただし状況を勘案し著しい下落として扱うことは可能。
- ─▶ ② 時価の下落率が30%以上50%未満のケース
 - ⇒ 各企業の設けた基準に従って判定を行う。基準に抵触していれば時価の著しい下落に該当する。
- └─▶ ③ 時価の下落率が50%以上のケース
 - ⇒ 時価の著しい下落に該当する。

(2)回復可能性の判定

債券の場合、時価が金利相場に影響を受けることから、一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合でも、いずれ時価の下落が解消すると見込まれる場合は回復可能性があると判断される。

ただし、次の場合には回復可能性があるとは認められない(減損は避けれない)。



- ☑ 格付けの著しい低下
- ☑ 債券発行会社が債務超過の状態である
- ☑ 債券発行会社が連続赤字の状態である



時価のない株式に対する減損の検討

⇒ 有価証券の内、時価のない株式については(1)実質価額の著しい下落がある場合には、 (2)回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損を行わなければならない。

回復可能性の有無の判定方法も少し特殊であり、企業側に説明責任を求めている。 すなわち、回復可能性を説明できない(不明な)場合は減損が必要である。

同じくこの二つの条件をそれぞれに分けて解説する。



(1) 実質価額の著しい下落

期末時点の実質価額が著しく下落している場合は、株式の発行会社の財政状態で評価を行う。

具体的には、株式発行会社の貸借対照表から、1株当たりの純資産額を計算し、これに企業の持つ持株数を乗じることで計算する。

- → ① 実質価額の下落率が50%未満のケース
 - ⇒ 減損不要(実質価額の著しい下落に該当しない)。
- └─▶ ② 実質価額の下落率が50%以上のケース
 - ⇒ 減損処理必要(回復可能性がある場合を除く)。

(2)回復可能性の判定

回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないことが認められている。しかし、この回復可能性の検討に毎期見直しを行ううえ、以下の事項を考慮しなければならない。



- ☑ 事業計画等が実行可能で合理的なものであること
- ☑ 概ね5年以内に回復の見込があること

上記の考慮項目にもあるが、実務上回復可能性の証拠として特に重要なのが事業計画である。

事業計画等を用いずに将来の回復可能性を示すことは難しく、株式発行企業がこのような資料を準備出来ない場合には、そもそも回復可能性の検討が難しいケースもある。

事業計画が提示できない場合、他に強力な客観的証拠を準備できなければ、回復可能性の立証は困難なものとなる。

このように、有価証券の減損は、まず「時価の有無」、「株式又は債券」の分類で評価方法が分類され、減損のトリガーとなる「時価(実質価額)の下落|がある場合には、「回復可能性がある場合|を除き減損処理が必要となる。

(参考) 有価証券の減損検討概要図

